

令和6年度公共交通利用促進施策検討業務

要求水準書

1. 業務名

令和6年度公共交通利用促進施策検討業務

2. 履行期間

契約締結日から令和7年3月28日まで

3. 履行場所

さいたま市全域

4. 予算の上限額

17,127,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

5. 業務の目的

本市においては、高齢化の進展により超高齢社会となっており、同時に健康寿命と平均寿命の格差、社会保障費の増大、核家族化など家族構成やコロナを契機としたライフスタイルの変化など、市民を取り巻く環境が、近年大きく変化している。

一方で、公共交通においても、コロナの影響による利用者の減少や高齢化等に伴い深刻な運転手不足に陥っており、路線バスの廃止や減便など、現在のサービス水準を確保することが非常に困難な状況となっている。

公共交通は単に人を運ぶだけではなく、様々な市民活動や都市活動を支える重要な社会基盤であり、市民活動として、医療や教育、地域活動、日常生活に必要な買い物などを支え、都市活動として、労働、商業、観光などを支えている。

特に、高齢者や障害者、子供、自動車がない世帯、自動車を運転できない人などにとり、公共交通は日常生活を送るうえで欠くことのできないものとなっている。

このことから、市民の移動や公共交通の維持や確保、利便性を向上させるための運賃補助などの利用促進策を検討するものである。

6. 提案を求める事項

業務内容を踏まえた以下の点について提案を求める。

- (1) 必要な現状分析の想定と具体的な手法
- (2) 利用促進の方針やターゲットの設定の検討プロセスや必要な調査及びその手法
- (3) 利用促進の施策及びスキームの検討事項や検討プロセス
- (4) 制度設計の検討にあたっての費用対効果や経済効果算出の手法等

(5) 費用対効果等を確認する実証実験に向けた検討プロセスや効果検証手法

7. 業務内容

業務内容については、プロポーザル審査における提案内容を踏まえ、優先交渉権者と協議の上、決定するものとする。

7.1 現状分析・課題等の抽出

利用促進策の検討に必要な現状分析を行い、定性的及び定量的に問題や課題（バックキャストによる課題も含む）を抽出する。

なお、過年度等を実施した利用促進策の他市事例調査を補完するための調査・分析を含む。

7.2 利用促進のターゲットの検討

各交通モードの役割や公共交通等のサービス水準などを踏まえ、利用促進の方針やターゲット（高齢者・子育て層、子供など）を設定する。

ターゲット設定にあたっては、以下のアンケートの実施を想定している。

- ・インターネットアンケート調査：1回（市内在住の満18歳以上の男女2000人）

7.3 利用促進の施策及びスキームの検討

利用促進のターゲットを基に、利用促進の運賃補助制度を含む施策及びスキームを検討する。利用促進の施策は、他市事例や新たな施策も含め、本市への必要な施策を5案程度提案し、比較検討を行う。

スキームの検討にあたり、交通モードや給付方法、利用者の負担方法・決済方法などの検討を行う。併せて、本市で検討している市民アプリ・デジタル地域通貨との連携も検討する。

7.4 制度設計の検討

上記の検討を受け、条件整理（法的制約、財政的制約、既存交通事業者の調整など）を行ったうえで、費用対効果や経済効果、収益シミュレーションなどを算定し、制度設計を行う。

制度設計は、複数案作成し、財源や費用対効果を含め最適案を作成する。

7.5 実証実験に向けた検討

上記の制度設計を受け、費用対効果等を確認するための実証実験の立案を行う。

立案に伴い、実証実験の規模（予算、対象地域、期間）、ターゲット、給付方法、検証方法などを検討し、複数案提示し、効果的な実現可能な実証実験（1地区程度を想定）とすること。

実験にあたって、事業者の機器の改修等が必要な場合は、必要経費の算出や事業者と

の調整の補助を行う。

7.6 学識へのヒアリング

経済効果等の算出にあたり、学識経験者へ2回程度ヒアリングを行い、算出方法の妥当性等を確認する。

7.7 会議等の運営支援

各種会議の開催にあたり、資料作成及び運営支援を行う。想定している会議は以下のとおり。

- ・地域公共交通協議会：年2回程度
- ・地域公共交通協議会バス専門部会：年2回程度
- ・庁内検討会議：年3回程度

7.8 打合せ協議

業務着手時、中間報告及び成果品納入時に打合せを実施する。その他、業務の遂行に際しては、委託者と十分に連絡を取りながら行う。

なお、中間報告については、制度設計の検討及び実証実験に向けた検討に関して、それまでの検討事項を取りまとめて、7月下旬までに打合せを実施する。

7.9 報告書作成

調査項目から得られた結果を報告書にまとめる。作成にあたっては、本業務の調査の流れ、内容及び検討結果等、図表等を用いて分かりやすく作成する。

8. 成果物

検討過程及び検討結果についてまとめ、下記を提出するものとする。また、本業務は、業務成果を電子データで納品する「電子納品」の対象とし、「電子納品」にあたっては、「さいたま市電子納品要領【簡易普及版】」を適用する。

- (1) 報告書 2部【A4版（ドッジファイル）、電子データ（CD-R）】
- (2) その他委託者が必要とみとめるもの

9. ウィークリースタンスの実施

本業務は、ウィークリースタンスの対象業務である。業務環境を改善するため、業務着手時の初回打合せにおいて、受発注者間で取り組む意思及び内容を確認し、次の取組内容を設定する。

- (1) 月曜日を依頼の期限日としない（マンデー・ノーピリオド）
- (2) 水曜日は定時の帰宅に心掛ける（ウェンズデー・ホーム）
- (3) 土・日曜日に休暇が取れるように金曜日には依頼しない（フライデー・ノーリクエスト）

(4) その他、任意に設定する

10. その他

本業務の遂行に係る各種法令等を遵守するほか、「さいたま市契約規則」、「さいたま市業務委託契約基準約款及び別記・情報セキュリティ特記事項」の規定を遵守することとする。